

今月のトピックス 令和6年 能登半島地震

～ 石川県輪島市での活動報告と私たちにできること ～

本年1月1日に発生した能登半島地震災害を受けて、大阪市では様々な支援を行ってきました。石川県輪島市での避難所運営支援においては、区役所等から延べ326名が派遣され業務に従事しました。今回、大正区役所職員が参加した、5月29日～31日までの第36次派遣隊での活動等について報告させていただきます。

■ 避難所の始まりから現在

輪島市の大屋地区の小学校では、地震発生日に600名を超える避難者の方々が訪れ、5月末の現在でも30名余りの方が暮らしています。被災直後は様々な物資や資源が不足し、避難所開設の当初から従事されている運営ボランティアのみさんから大変苦労されたといいました。特に屋外トイレの管理や感染症防止など衛生面の対策が大変重要だと教わりました。



大屋小学校の周辺道路

避難所の設備は、循環式から給湯式のシャワーに切り替わるなど少しずつ整ってきていますが、周辺道路の損傷は手つかずの状態となっており、まだまだ災害の傷跡がみられます。



海面隆起の様子

土砂災害にあった道路

■ 被災した地域を目の当たりにして

避難所の本部長の方に特に被害が大きな地域の案内をしていただきました。震災から丸5か月が経った今も多くの被災地が手つかずのまま残っています。その一部をご紹介します。



倒壊した家屋

★稲屋町

★長井町

〈西保海岸〉

災害時に道路が通れなくなり孤立した地区のひとつである西保海岸では、いまだ手つかずの道路上の土砂と、広範囲にわたり海面が隆起している様子が分かります。

★西保海岸 134

★輪島港

★朝市通り

輪島市役所

★大屋小学校

〈稲屋町・長井町〉

傾斜部に位置するこの町は平成19年の震災でも被害を受けました。その際に耐震化した部分は被害を免れた建物もありますが、ほとんどの建物は甚大な被害を受けました。解体時期も来年の秋以降の見込みになるとのことです。

隆起した地下受水槽

暮らし・各種手続き

国民健康保険高齢受給者証をお送りします

大阪市国民健康保険に加入の70歳から74歳の方へ、7月下旬までに新しい高齢受給者証を送付します。なお、現在の受給者証は8月1日から使用できなくなります。7月中に届かない場合は、お問い合わせください。

問合せ 保険 2階20番 ☎ 06-4394-9956

後期高齢者医療制度 新しい被保険者証と保険料決定通知書をお送りします

後期高齢者医療制度の対象の方に、新しい被保険者証(薄緑色)を7月下旬までに送付します。配達時に不在の場合は郵便局に保管され、お知らせが投函されます。7月中に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、お問い合わせください。なお、現在の被保険者証(橙色)は8月1日から使用できなくなりますのでご注意ください。令和6年12月2日以降、従来の被保険者証が廃止される予定ですが、7月にお送りする被保険者証(薄緑色)は、経過措置として有効期限までご使用いただけます。また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月20日頃に発送します。7月中に届かない場合は、お問い合わせください。



問合せ 保険 2階20番 ☎ 06-4394-9956

令和6年度の国民年金保険料 免除申請の受付がはじまります

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、免除・納付猶予申請をすることができます。申請時の2年1か月前分までさかのぼって手続きすることが可能です。また、マイナンバーカードをお持ちの方は、免除や納付猶予を電子申請で行うことができます。スマートフォンなどから24時間365日申請や結果確認等が可能です。

詳細は日本年金機構のホームページをご覧ください。



【ご注意】

- 国民年金保険料が未納の状態ですと障がいや死亡といった不慮の事態がおきた場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合があります。
- 失業等により免除等の申請をする場合、雇用保険離職票等が、必要な場合があります。

問合せ 保険 2階20番 ☎ 06-4394-9956
堀江年金事務所 ☎ 06-6531-5241

社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」とは、更生保護における犯罪予防活動の一つで、法務省が主唱する全国的な運動です。犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くことをめざします。

期間 7月1日(月)～31日(水)

大正区では期間中、区内各所で大正地区保護司会、更生保護女性会、BBS会(※)を中心に街頭啓発などの広報活動等に取り組みます。

※犯罪や非行のない地域社会の実現をめざす青少年ボランティア団体

問合せ 地域協働 4階40番 ☎ 06-4394-9743

固定資産税・都市計画税 (第2期分) 納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第2期分)の納期限は、7月31日(水)です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期限内の納付をお願いします。



固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について

問合せ 弁天町市税事務所 固定資産税グループ
☎ 06-4395-2957(土地)
☎ 06-4395-2958(家屋)
FAX 06-7777-4505
(平日 9:00～17:30)
(金曜日は9:00～19:00)

固定資産税(償却資産)について

問合せ 船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ
☎ 06-4705-2941 FAX 06-4705-2905
(平日 9:00～17:30)

個人市・府民税に関する 税務調査を実施します

昨年度にお勤め先からの給与支払報告書や所得税の確定申告書の提出があった方で、今年度の申告等がない方などを対象に、個人市・府民税の申告書をお送りしますので、申告が必要な場合は指定の期日までにご提出ください。

また、申告等の内容や収入・所得の状況、事務所等の開設状況などについて、市税事務所から文書や電話または訪問(徴税吏員証を携帯)による税務調査を実施しますのでご協力をお願いします。



問合せ 弁天町市税事務所 市民税等グループ (個人市民税担当)
☎ 06-4395-2953 FAX 06-4395-2810
(平日 9:00～17:30)
(金曜日は9:00～19:00)